

# 「適格請求書発行事業者の登録申請書」(初葉)の記載例 【個人事業者用】

## 【公表に関する留意事項】

適格請求書発行事業者として登録された場合は、「氏名」及び「登録番号」が公表されます。以下の事項の公表を追加で希望する場合は、「[適格請求書発行事業者の公表事項の公表\(変更\)申出書](#)」を提出する必要があります。

◇ 主たる屋号 ◇ 主たる事務所の所在地等 ◇ 通称 ◇ 旧姓

※ 「通称」及び「旧姓」は、住民票に併記されている場合にのみ公表することができます。

第1-(3)号様式

国内事業者用

## 適格請求書発行事業者の登録申請書

令和●年●月●日

取受印

【1/2】

申	(フリガナ)	トウキョウト〇〇ク△△ □-□	この申請書は
	(個人事業者の場合) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる 事務所の所在地	(〒 XXX - XXXX) ◎ (法人の場合のみ公表されます) 東京都〇〇区△△ □-□ (電話)	
請	(フリガナ)	トウキョウト〇〇ク△△ □-□ (〒 XXX - XXXX)	【公表事項】
	納税地 注:税務署所在地ではありません	東京都〇〇区△△ (電話)	
者	(フリガナ)	コクセイ タロウ	姓と名の間は1文字空けてください。 屋号は記載しないでください。 ※ 屋号の公表を希望される場合は、「 <a href="#">適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書</a> 」を提出してください。
	氏名 (個人事業者の場合) 名称 (法人の場合)	◎ 国税 太郎	

初葉「事業者区分」、次葉「免税事業者の確認」欄の記載について判断できない場合は、「[登録申請書の書き方フローチャート](#)」に判定フローがありますのでご利用ください。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、消費税規定により申請します。

今年(期)新規開業等しましたか この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、

いいえ

はい

事業者区分

2年又は2事業年前の課税売上高が、  
・1千万円超 : 課税事業者  
・1千万円以下 : 免税事業者

新規開業等した事業者は、  
資本金が1千万円以上の法人  
や消費税課税事業者選択届出書  
を提出している場合等を除き  
免税事業者に該当します。

提出す

課税事業者 → 次葉のBへ

免税事業者 → 次葉のAへ

新規開業等した事業者

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けようとする事業者 → 右の□枠内を記載し次葉のBへ

※ 課税期間の初日が令和5年9月30日以前の場合の登録年月日は、同年10月1日となります。

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない課税事業者 → 次葉のBへ

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない免税事業者

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、こちらに☑を記載してください。

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けず「消費税課税事業者選択届出書」の提出により、申請書を提出する時点において課税事業者の場合は、こちらに☑を記載してください。

事業を開始した課税期間の初日から登録を受けず申請書を提出する時点において免税事業者の場合は、こちらに☑を記載してください。

## 【次葉の作成漏れにご注意ください！】

次葉の「登録要件の確認」欄は、**全ての事業者**の方が記載する必要があります。

# 「適格請求書発行事業者の登録申請書」(次葉)の記載例 【個人事業者用】

初葉の「事業者区分」欄で、「**免税事業者**」又は、**新規開業等した事業者**で「**事業を開始した課税期間の初日から登録を受けない免税事業者**」を選択した方は、「免税事業者の確認」欄のいずれかにチェックを入れてください。

記載の ○免税事業者：A欄→B欄→C欄の順に記載  
順序 ○課税事業者：B欄・C欄のみ記載（A欄は記載不要）

該当する事業者の区分に応じ、にレ印を付す

**A** 次のとおり以外で例えば**免税事業者**である課税期間中に登録を受けようとする事業者  
※ 以下の枠内を記載し（登録希望日欄参照）

個人番号			
事業内容等	(個人事業者の場合) 生年月日	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成	
	(法人の場合) 設立年月日	年 月	
	事業内容		

**B** 登録期間が課税事業者で、その登録期間の初日から登録する事業者（申請日が登録期間の初日から起算して15日前）  
※ 次はB欄①の質問へ

**C** 登録期間が課税事業者で、申請日が登録期間の初日（この場合、登録期間の途中から登録を受けることとなります。）  
※ 次はB欄①の質問へ

登録希望日（課税期間の初日を希望する場合を含みます。）から登録を受ける場合は、こちらにを記載の上、事業内容や登録希望日などを記載してください。

※ 個人番号を必ず記載し、本人確認書類の写しを添付してください。

登録を受けようとする課税期間が納税義務の免除の適用を受けないこととなる課税期間（消費税課税事業者（選択）届出書を提出し課税事業者となる課税期間をいいます。以下同じです。）で、その初日から登録を受ける場合は、こちらにを記載してください（登録を受けようとする課税期間の初日から起算して15日前の日まで申請書を提出する必要があります。）。

登録を受けようとする課税期間が納税義務の免除の適用を受けないこととなる課税期間である場合（登録を受けようとする課税期間の初日から起算して15日前の日までに申請書を提出できなかった方）は、こちらにを記載してください。

**B**

① 課税事業者です（登録を受けると、消費税の申告が必要になります）。  
※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、登録を受けると課税事業者となるため、「はい」を選択してください。

② 納税管理人を定める必要のない事業者です。  
(国内に住所や本店等を有し、かつ、今後も有する場合は「はい」にレ印を付して、次の質問③へ。「いいえ」の場合は、次の質問②'にも答えてください。)

納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項）  
【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合  
【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合

②' 納税管理人の届出をしています。

③ 消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。  
(加算税や延滞税は「罰金」ではありません。「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)

③' その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。

はい  いいえ

はい  いいえ

はい  いいえ

はい  いいえ

免税事業者の場合で、適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に「はい」にを記載してください。

定める必要がない場合に「はい」にを記載してください。

今後出国するなど、国内に住所を有しないことになる場合には、納税管理人を定める必要がありますので、「いいえ」にを記載してください。

それ以外の方は「はい」にを記載してください。

「いいえ」の場合は、下欄の納税管理人の届出(※)について記載してください。

※ 届出をしていない場合、申請が拒否されることがあります。

**C** 相続により適格請求書発行事業者の事業を承継しました。  
(「はい」の場合は、以下の事項を記載してください。)

適格請求書発行事業者の死亡届出書の提出先税務署			
被相続人	死亡年月日		
	(フリガナ)	(〒 - )	
相続人	納税地		
	(フリガナ)		
	氏名		
	登録番号	T	

罰金以上の刑に処せられたことがない場合は、「はい」にを記載してください。  
(注) 「加算税」や「延滞税」は罰金ではありません。

「いいえ」の場合は、下欄の執行状況(※)について記載してください。  
※ 下欄の確認事項が「いいえ」の場合、申請が拒否されることがあります。

**全ての事業者の方が記載する必要があります。**

免税事業者の方は、適格請求書発行事業者となった場合、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

※ 申請書の提出時点では免税事業者の方が、令和5年9月30日までに課税事業者となる場合は、登録がされた日以降ではなく、**課税事業者となった日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。

申請書の提出時点で課税事業者の方が、令和5年9月30日までに**免税事業者**となった場合でも、**適格請求書発行事業者として登録された日以降は、再び課税事業者**となり、**登録がされた日以降の取引について消費税の申告が必要**となります。